

財務省告示第三百四十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成十八年八月三十日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十八年九月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第八十

九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び平成

の法律及びその 十八年度における財政運営のた

め 十八年度に於ける特例等に関する

る法律（平成十八年法律第十一

号）第二条第一項並びに国債整

理基金特別会計法（明治二十九

年法律第六号）第五条第一項

三 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法」という。の規定の適

機 用を受けるものとし、その振替

関 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

四 発行方法 う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各限額市

場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下

「国債市場特別参加者・第 非

価格競争入札発行」という。）

価格競争入札発行」という。）

五

方募

入決定の

イ

入札発競争

口

国債市場参加

各申込みのうち応募価格の高い
もかかる。そのうち応募価格の
当てる。特別参加者ごとの
各国債市場特別参加者ごとの
募限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てて申

六

イ

入札発競争

イ

入札発競争

額面金額で七千三百二億
うちの金額で七千三百二億
定に基づき発行した利付
ついでに基づき発行した利付
九億四千三百七十万円、平
八年度に於ける財政運営の
の公債の発行の特例等に
法律第二条第一項の規定に
き発行した利付国債につ
は、額面金額で八百九十九
千七百六十万五千七百

口

国債市場参加

特別参加

者・第

非・格

争入札発

三億二千八百六十五万円
ついでに基づき発行した利
定に基づき発行した利付
金特別会計法第五条第一
金特別会計法第五条第
第一項の整理基金の規

六百九十五億
利付国債に
第一項の規
定に基づ
き発行した

むものとする。

$$\frac{\text{票面金額} \times 2.2}{100} \times \frac{71}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合に、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税率を乗じた金額を控除することができる。

十四 初期利子

平成十八年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五

第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属す

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 金 期
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平 る
成 務 本 面 成 利
十 大 銀 金 三 子
八 臣 行 額 十 を
年 か 百 八 年 支
八 から 円 年 払
月 通 につ 六 う
三 知 き 月 °
十 を 百 二
日 受 円 十
者 け 日
者 た 日